

目黒区地域密着型サービス事業者指定申請に係る事前協議実施要綱

平成21年8月31日付け目健介第1534号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年3月目黒区規則第46号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所」という。）を設置又は経営しようとする者と区との事前協議の取り扱いについて必要な事項を定めることにより、事業所の公正かつ適正な指定を実現し、もって介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象サービスの種類)

第2条 本要綱の適用対象は、目黒区内で実施される次の地域密着型サービス事業（以下「対象事業」という。）とする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- (2) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護

(事業者の要件)

第3条 事前協議をしようとする者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）で定められた欠格条項に該当していないこと。
- (2) 次に掲げる団体でないこと。
 - ア 暴力団（目黒区暴力団排除条例（平成24年3月目黒区条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 当該団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 認知症のケアに精通し、対象事業を適切かつ継続的に行うため、十分な経験と識見を有するものであること。

(事前協議)

第4条 事業者は、規則第2条第1項第1号に規定する申請前に、その内容についてあらかじめ区長に協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法第78条の13第1項の規定に基づく公募により事業者の選定を行うとき。
 - (2) 事業者が、区長が別に定める地域密着型サービス整備費補助事業又は区有施設の指定管理者に応募し、選定の結果採用されたとき。
 - (3) 既に運営している事業所について、運営法人の変更等の事由により新たに指定を受ける必要が生じたとき（事業所の人員、設備、利用料等の運営内容に大きな変更が生じない場合に限る）。
- 2 区長は、当該対象事業の利用定員の総数が、目黒区介護保険事業計画において定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該事前協議に係る事業者の指定によってこれを超えることになる場合は、事前協議に応じないものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。
- 3 事業者は、事前協議に当たり、目黒区地域密着型サービス事業者指定事前協議書（別記第1号様式。以下「事前協議書」という。）に、第6条における審査に必要な書類を添えて提出するものとする。
- 4 事業者は、第9条による事前協議結果を受けた後でなければ、工事の着工、利用者の募集等、事業所の開設を前提とした行為を行ってはならない。

（事前協議の期間）

第5条 事前協議の期間は、事前協議書を収受した日から4か月以内とする。ただし、次の各号に該当すると区長が認めるときは、必要な範囲で協議を継続できるものとする。

- (1) 地域密着型サービス事業所の整備を予定している土地に係る規制等により、整備計画を具体化するための期間が必要であるとき。
- (2) 事業者の事業計画について、関係機関との調整その他の事由により、その計画を具体化するための期間が必要であるとき。

（事前協議書の審査）

第6条 区長は、事前協議書を収受したときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 資格要件（第3条関係）
- (2) 整備計画の妥当性
 - ア 事業所の設備等は各種基準に適合し、安全性及び良好な利用環境を確保できるものであること。
 - イ 利用料の設定は、適切な算定根拠により、実費の範囲内で設定されたものであること。また、利用者及びその家族等の経済的負担に十分配慮したものであること。
- (3) 事業所運営の具体性・安定性・継続性
 - ア 事業所を設置運営するために十分な資金が確保されていること。
 - イ 事業所を整備する土地及び建物は、継続的かつ安定的な事業運営が十分確保できるものであること。
 - ウ 事業所の収支見込は無理がない内容であること。
- (4) サービスの質の確保
 - ア 事業所の開設者及び事業運営に必要な役職者は、必要な資格等を有していること。

イ 事業者が法に基づく指定を受けた事業所を運営している場合、当該事業が適正に運営されていること。

(5) その他

ア 周辺住民及び関係自治体等に対して説明会などにより十分に説明し、同意が得られていること。

イ その他、継続的かつ安定的な介護サービスの提供ができなくなる恐れがないこと。

2 区長は、必要があると認めるときは、事業者から聴取を行うものとする。

3 区長は、第1項による審査又は第2項による聴取の結果、事業所の公正かつ適正な指定が困難であると認めるときは、事業者に対して事前協議内容の変更を求めることができる。

(協議内容の変更)

第7条 事業者は、提出している事前協議書及び添付書類の内容に変更が生じたときは、遅滞なく目黒区地域密着型サービス事業者指定事前協議変更届出書（別記第2号様式）に関係書類を添えて区長に届け出るものとする。

(事前協議の中止)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前協議を中止することができる。

(1) 事業者が目黒区地域密着型サービス事業者指定事前協議中止届出書（別記第3号様式）により事前協議の中止を申し出たとき。

(2) 事業者から第5条ただし書に基づく協議期間の延長の申し出がなく事前協議書を収受した日の翌日から4か月を経過したとき。

(3) 正当な理由なく、第6条第3項の規定による変更の求めに応じないとき。

(4) 虚偽その他の不正な手段により協議を行ったとき。

2 区長は、前項第2号から第4号までの事由により事前協議を中止したときは、目黒区地域密着型サービス事業者指定事前協議中止通知書（別記第4号様式）により、事業者に通知するものとする。

(事前協議の結果の通知)

第9条 区長は、第6条による審査の結果、同条に定める要件等に適合すると認められる場合は、事業者に対し目黒区地域密着型サービス事業者指定事前協議結果通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(報告)

第10条 区長は、必要があると認めるときは、法第78条の2第7項の規定に基づき、事前協議の内容を目黒区地域包括ケアに係る推進委員会に報告し、意見を聴取するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事前協議の実施に係る細目は別に定める。

付 則

この要綱は平成21年9月1日から施行する。

付 則（平成24年6月25日目健介第1093号）

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

付 則（平成25年2月26日目健介第3314号）

この要綱は平成25年3月1日から施行する。

付 則（平成25年3月14日目健介第3612号）

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日目健介第1140号）

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日目健介第426号）

この要綱は令和3年4月1日から施行する。